

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中 宏和 様

大阪南地域協議会

議長 森 義仁 様

泉州地区協議会

議長 田中 政和 様

和泉市長 辻 宏康

2026（令和8）年度 政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は、本市の行政各般にわたり、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和7年10月14日付けでご要望のありました件について、下記のとおり回答致します。

記

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について（★）

① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

【回答】 暮らしサポート課

就職困難者のニーズに即した事業が展開できるよう、阪南地域労働ネットワーク、大阪府と連携していきます。本市では、就職困難者の就労支援に取り組んでおり、ハローワークや教育訓練給付金等の情報提供や資格取得講座等の受講料等の一部補助により、職業能力開発に取り組めます。

② 障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障が

い者雇用を推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。

障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

【回答】 暮らしサポート課

令和5年4月に和泉市障がい者就労支援センターを開設し、企業とのマッチングなど就職に向けた支援を実施しています。また、市で障がい者を有期雇用し一般就労をめざす（仮称）チャレンジオフィスについて、令和8年度からの開設を予定しており、障がい者就労支援の強化に取り組みます。

③外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

【回答】 暮らしサポート課

外国人労働者からの相談で日本語学習を必要とする人がいる場合は、日本語サロンを案内するなど必要に応じて情報提供を行います。

<新規>

④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけではなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

【回答】 健康づくり推進室（健康増進担当）

受動喫煙防止対策については、受動喫煙と健康への影響等について市ホームページ等を通じて周知・啓発を行うと共に、禁煙相談等を実施する等、安心して過ごせる環境の整備と受動喫煙防止対策のさらなる推進に努めます。

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

① 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、和泉市として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

【回答】 人権・男女参画室（人権・男女参画担当）

女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、市ホームページ等で周知を図っていきます。

【回答】 人事課

特定事業主行動計画に基づき、「男女の賃金の差異」等の公表のほか、必要な取り組みを進めています。育児・介護休業法については、市職員に対して法の趣旨や内容を周知するほか、具体的な取り組み事例の情報発信など啓発活動を行っており、引き続き男性の育児休業の取得促進に取り組めます。

②女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

【回答】 人権・男女参画室（人権・男女参画担当）

「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」を策定し、DVについての正しい理解の普及、安心して相談できる体制の充実、一時保護支援と自立支援の充実、関係機関との連携・協力体制の強化を推進しています。具体的には、相談窓口の開設及び一時保護が発生した場合は、関係機関等と連携し対応しています。広報紙や市ホームページでの周知、相談窓口の一覧を掲載したカレンダーの全戸配布、啓発講座の実施、デートDVに関する講演会・学校への出前講座、庁内及び関係機関による対策連絡会議の開催、事例検討・情報共有、職員研修など多面的な取り組みを行っており、今後も、配偶者やパートナーからの暴力の防止及び被害者の支援に関し必要な取り組みを継続的に実施していきます。

【回答】 健康づくり推進室（健康増進担当）

「特定妊婦」に対する支援については、身体的、精神的、社会・経済的等の複数のリスク要因に対して、関係機関と連携し切れ目のない支援体制の構築を進めます。

また、「不妊治療」の妊活支援については、「おおさか性と健康の相談センター」が実施している専門相談の周知を図ると共に、利用者の悩みに寄り添う体制整備を行います。

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、和泉市においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

【回答】人権・男女参画室（人権・男女参画担当）

和泉市人権啓発推進協議会や和泉市人権協会、岸和田人権擁護委員協議会和泉市地区委員会等とともに、当事者からの体験談を聴く研修会や講演会、映画会など、広く市民にLGBTQに関する理解を深めるための取り組みや職員研修を実施しています。また、条例設置は行いませんが、性的マイノリティの方が安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を活用した取り組みを行っています。今後はさらに民間企業や各種団体、公共施設、地域においても配慮の輪が広がるよう働きかけていきます。

(3)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口にすぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

【回答】学校教育室（教職員担当）

ハラスメントの発生しない環境づくりに向けては、市教育委員会及び各学校において相談窓口の体制を整備するとともに、校長会等において適宜、情報共有や指導助言を行っています。東京都等の先行事例や国・府の動向も確認しながらカスタマーハラスメントについても対応を研究していきます。

【回答】くらしサポート課

月2回実施している社会保険労務士による労働相談で、労働者からの相談に応じているほか、大阪府や労働基準監督署が実施する労働相談への案内を行っています。

(4)治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透

するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことができる機会を提供すること。

大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

【回答】 暮らしサポート課

治療が必要な疾病を抱える労働者や介護中の労働者が離職することなく安心して働くことができるよう、治療や介護と仕事の両立支援に関する施策を周知していきます。

【回答】 高齢介護室（高齢支援担当）

事業者・労働者ともに介護に関する知識や関連施策を学ぶために必要な介護の情報について、広報紙や市ホームページ等で情報提供していきます。

【回答】 健康づくり推進室（健康増進担当）

府が実施する助成事業等、不妊治療に関する情報提供を行うと共に、治療と仕事が両立できる社会の実現を目指し、周知・啓発を行います。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① 「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について

大阪府の中小企業振興策において、中小企業は工業高校と連携を密にし人材確保に努めること。人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の策定や、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。特に、府が推進する「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」を活用したDXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるための広報・連携体制の強化すること。

【回答】 産業振興室（商工来訪促進担当）

市内の中小企業者が抱える様々な課題に対し、国・府・市が実施する各種支援策について周知と利用拡大できるよう情報発信を行っていきます。

② ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

【回答】 産業振興室（商工来訪促進担当）

MOBIO等の関係機関が実施している各種支援策について、引き続き積極的な情報発信を行っていきます。

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

【回答】 暮らしサポート課

当事者支援については、大阪府テクノ講座等の本市職業能力開発助成金の対象講座を受講された場合に受講料等の助成を行っています。また、関係機関が実施する技能向上につながる講座等の情報提供を行っています。

【回答】 産業振興室（商工来訪促進担当）

企業が従業員の技能習得のため外部機関で行う研修等の費用について、和泉市中小企業振興対策事業補助金としてその半額を補助しています。直接的な助成については市内企業の意向など情報収集に努めます。

④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。

さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは！』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。

また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

【回答】 産業振興室（商工来訪促進担当）

和泉商工会議所をはじめとした関係機関と連携し、事業継続計画の重要性の周知を図るなど、積極的な啓発活動を引き続き行います。

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のた

めの価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

【回答】産業振興室（商工来訪促進担当）

パートナーシップ構築宣言の推進拡大のため市ホームページの作成など周知に努めます。また、中小企業に対する一方的な取引慣行やしわ寄せ防止、適正な価格転嫁実現のため、国や府と連携して支援策の周知を行います。

(3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて（★）

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

【回答】契約検査室（契約担当）

工事発注案件の設計価格の積算にあたっては、最新の労務単価を適用することとしており、技能労働者等に対する適切な賃金水準の確保や下請契約金額の見直し等について、適切に対応するよう事業者に依頼しています。

また、工事発注案件の契約金額については、必要に応じてスライド条項による変更契約を締結しており、工事発注案件以外においても、契約相手方から要望があった場合は、その状況及び内容を確認した上で、妥当であれば変更契約を締結するなど、取引の適正化の実現に向けた取り組みを行っています。

情報サービスやソフトウェア発注取引においても、適正工期、適正な金額での発注に努めています。

労働関係法令の違反については、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づき指名停止措置の対象となります。

また、総合評価入札については、工事の入札において導入しています。

(4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO 第 94 号条約型）の制定を積極的に推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

加えて地域間格差の是正を促進するため、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

【回答】 契約検査室（契約担当）

公契約条例については、労働者の最低賃金や労働条件等は独自に一自治体が定めるものではなく、国全体の政策として実施しなければ効果が得にくいと考えており、現時点におきましては、国による公契約法の制定による解決が最も妥当であると考えます。

人権デュー・デリジェンスへの配慮については、工事の契約において、工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、著しく短い工期を禁止する等しています。

また、総合評価入札については、工事の入札において導入しています。

(5) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO 中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

【回答】 本項目については回答書末尾の＜共通項目＞をご参照ください。

(6) 産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。

このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。

また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

【回答】 暮らしサポート課

産業人材育成については、必要な技術等の習得に関して大阪府立高等技術専門校が実施するセミナー等の情報提供を行っていきます。

【回答】 産業振興室（商工来訪促進担当）

様々な産業の人材の確保・育成のため、産学等が連携して取り組む枠組みの研究に努めます。また、企業が従業員の人材育成のため外部機関で行う研修等の費用について、和泉市中小企業振興対策事業補助金としてその半額を補助しています。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

① 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。

【回答】 暮らしサポート課

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議を設置済みです。

生活困窮者へ適切な支援を図るため、人材確保等に努めていきます。

② 住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。

【回答】 建築住宅室（住宅政策担当）

民間賃貸住宅による住宅セーフティネット確保促進事業に関しましては市ホームページで案内・周知を行っています。地域居住支援協議会については、現段階では設置の予定はありませんが、関係部局と連携を図り、設置について検討を行っていきます。

③ 住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

【回答】 暮らしサポート課

住宅確保要配慮者からの相談があった場合は、必要に応じて情報提供を行います。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

【回答】健康づくり推進室（予防推進担当）

がん検診の必要性・効果等について、母子健診時にリーフレットを配付し、子育て世代の人に周知・啓発を行っています。30歳から70歳の偶数年齢の人に受診勧奨はがきを送付し、対象者に2年に一度、勧奨はがきが届くようにしています。

②口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

【回答】健康づくり推進室（予防推進担当）

20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳を対象に歯周病検診を行っています。冊子・ポスター等で広く周知するとともに、40歳・50歳・60歳・70歳には受診勧奨はがきを送付しています。

(3) 医療提供体制の整備に向けて（★）

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。

地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

【回答】健康づくり推進室（病院経営管理担当）

指定管理者において、職員の健全な安全衛生の管理を行っており、医師等の働き方改革も踏まえ、医療スタッフの労働環境に配慮していきます。

また、大規模災害時等の対応については、府（保健所）と連携を図っていきます。

(4) 利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて（★）

①地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

【回答】 高齢介護室（高齢支援担当）

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう、医療介護に係る多職種連携、日常生活や社会参加を支える機関や団体・住民連携などを図っていきます。

②介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。

【回答】 高齢介護室（介護保険担当）

府や関係機関とも連携しながら、事業所への指導・支援の充実を図ります。

③ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

【回答】 高齢介護室（介護保険担当）

ハラスメント対策については、令和6年度に事業者向けのカスタマーハラスメント研修を実施しました。今後も引き続き、利用者及びその家族への周知も含め、対策強化に努めていきます。

④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、事業者への周知徹底をはかること。

【回答】 高齢介護室（介護保険担当）

府や関係機関とも連携しながら、事業所への周知を図り、介護人材の確保・育成・定着に努めます。

<新規>

⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

【回答】 高齢介護室（高齢支援担当）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の知識の普及啓発、市民見守り力の向上、認知症医療介護連携、認知症ケアの質の向上、本人・家族支援を基盤に認知症施策の総合的な推進を図っていきます。

<新規>

⑥認知症に関する条例制定に向けて

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど和泉市の条例制定を促進すること。

【回答】高齢介護室（高齢支援担当）

認知症になっても自分らしく暮らし続けることができる地域づくりをめざし、関係機関や地域住民で構成する「和泉市の認知症支え“愛”を考えるまちづくり連絡会」を設置し、認知症施策の推進を図っており、引き続き取り組んでいきます。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて2026年度から本格実施される「子ども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

【回答】こども未来室（幼保育成担当）

保育士等の職場環境の改善は、公立・民間ともに保育業務システムの導入によるICT化を進めており、民間保育施設では保育体制強化事業など国の補助金を活用した施策にも取り組んでいます。引き続き、保育士等の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備に取り組み、人材確保及び職場定着率を上げるよう努めていきます。

②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

【回答】こども未来室（幼保運営担当）

待機児童の解消施策については、新たに採用される保育士等に対して助成金を支給する就職支援補助金などの保育士確保策への取り組みを継続しつつ、既存保育施設の協力を得ながら、利用定員枠の増にも努めています。また、令和7年3月に策定した「和泉市こどもまんなか計画」に基づき、中部地域に民間認定こども園を新設整備するなどの取り組みを進めており、今後も引き続き待機児童の解消に取り組んでいきます。

③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

【回答】子育て支援室（こども政策担当）

和泉市こどもまんなか計画（令和7年度～令和11年度）を策定しており、就学前と小学生の

保護者を対象とした「和泉市こども・子育て支援に関するニーズ調査」、保護者と小中学生を対象とした「こどもの生活に関する実態調査」や、各種のワークショップを実施しています。前者の「ニーズ調査」では、こどもの障がい者手帳の有無の設問を設け、クロス集計等を行って、障がいのあるこどもたちのニーズを調査しています。後者の「実態調査」では、年収と生活実態との関連を調査しています。

これら調査等の結果を反映し、福祉と教育の連携をはじめとした切れ目のない支援へつなげていきます。

④子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

【回答】子育て支援室（こども政策担当）

こどもの貧困対策を含む、こどもに関する相談全般を子育て支援室で受け付け、福祉、保健、医療、教育等の関係部局と連携して、社会福祉士、保健師、心理士等が子どもとその家庭及び妊産婦が抱える課題やニーズに応じた支援方法を検討し、必要な支援につなぐため、相談支援体制の充実に取り組んでいます。

また、市が中心となる形で、市内こども食堂の活動に関する意見交換の場を設置し、取り組んでいます。そこで把握した実情に基づき、子どもとその家庭を見守るとともに、効果的な支援が提供できるような仕組みづくりをめざします。

⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

【回答】子育て支援室（こども政策担当）

居場所の偏在などを踏まえ、①学校・関係機関を通じた周知の強化、②運営団体に対する情報提供、③新規立上げ相談支援、④府・関係機関と連携した支援の情報提供を進めます。引き続き、関係部局・地域団体と連携し、誰もがアクセスしやすい居場所の充実に努めていきます。

⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

【回答】子育て支援室（こども政策担当）

児童虐待をはじめとする相談業務を充実するため、令和6・7年度において社会福祉士等の専門職を増員しています。また、令和8年1月から養育に気がかりのある家庭に育つ小中学生を対象とした児童育成支援拠点を開始し、生活全般への支援を強化します。

加えて府設置の児童相談所との連携により、リスクアセスメントの共有やリスクに応じた役割分担を行っています。

さらに、教育委員会との定期的な連携会議を実施するなど、児童虐待に関する課題の共有

を図るとともに、研修等の実施など学校・園との連携に向けて今後も取り組んでいきます。

また、毎年11月の児童虐待防止推進月間においては、広報紙での啓発記事の掲載や街頭キャンペーン「オレンジリボン活動」の趣旨に関する周知・啓発を図っています。

⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

【回答】子育て支援室（こども政策担当）

本市においても、令和6年5月に実施した小・中学校における児童生徒へのアンケート結果からも、ヤングケアラーもしくはその可能性のある児童生徒が一定数いることを把握しています。ヤングケアラーの支援においては、福祉・介護・医療・保健・教育等、子どもとその家庭に係る機関が連携し、協働して支援することが求められ、アンケート結果から見受けられる課題を集約及び整理するとともに、関係機関職員向けの研修や市民向けのパンフレットを作成するなど、ヤングケアラーという社会的問題についての周知や支援の必要性に関する啓発を図っていきます。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について（★）

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

【回答】学校教育室（教職員担当）

長時間勤務の是正に向けては、校務支援システムを活用した教職員の時間外在校等時間の把握やスクールサポートスタッフの配置校へのアンケート等をもとに、勤務時間の長い傾向にある教職員へのはたらきかけや業務の偏り等が無いように指導・助言し、労働環境の充実に取り組んでいます。

教職員の欠員対策については、府の前倒し任用制度を活用し、産育休の代替確保に取り組んでいます。また、教職員の業務の見直しや効率化について校長に指導・助言するとともに、校内の支援・相談体制の整備やストレスチェック等を通して、教職員を組織で支え、精神疾患等による病気休職を防ぐ取り組みを進めています。

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について（★）

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

【回答】学校教育室（児童生徒支援担当）

スクールカウンセラーについては、全校に配置しており、スクールソーシャルワーカーにつ

いても、全中学校区に配置し、チーム学校の体制充実を図っています。また、チーフスクールカウンセラー、チーフスクールソーシャルワーカーによる助言や連絡会、研修等を通して資質向上に取り組んでいます。

なお、令和6年度のスクールカウンセラーの相談対応人数は、小学校で延べ5,755人、中学校で延べ3,268人でした。また、令和6年度のスクールソーシャルワーカーのかかわった事案の件数は延べ2,134件、参加したケース会議の件数は1,326回でした。

(3)奨学金制度の改善について（★）

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の見切りや退学することがないよう、独自の給付型奨学金制度の対象者を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

【回答】学校教育室（人権教育担当）

令和元年度から高等学校等入学時に必要な経費の一部額を支給する給付型奨学金制度を設けており、令和5年度から給付額を増額しています。

(4)労働教育のカリキュラム化について（★）

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

【回答】学校教育室（人権教育担当）

中学校区において作成したキャリア教育全体指導計画に基づき、取り組みを進めています。具体的には、「キャリア・パスポート」の活用、働くことの意義や目的を理解できる職場体験の取り組みを実施しています。また、教職員の指導体制整備に向け、キャリア教育担当者を対象として外部講師を活用した研修会も実施しています。

(5)人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

【回答】人権・男女参画室（人権・男女参画担当）

「和泉市人権擁護に関する条例」に基づき、誰もが人としての尊厳を侵されることなく、お互いの人権を尊重し合えるまちづくりを推進しています。インターネット上の誹謗中傷や差別等の相談窓口については、市ホームページや啓発ちらしなどで周知を行っています。

また、市民一人ひとりが、表現の自由に配慮しつつ、誹謗中傷の被害者にも加害者にもならず、インターネットによる恩恵を享受できる、インターネット社会に応じた人権尊重の仕組みづくりをめざして「和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を制定し、相談窓口を設置するとともにインターネット上に差別的な書き込みがないかを確かめるためのモニタリング調査を実施しています。

(6) 行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPから my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

【回答】 政策企画室（IT 活用推進担当）

市職員（情報専門職）においても最新の IT 知見の習得や技能の向上に努めながら、今後も手続きのオンライン化拡充などデジタル行政を推進していきます。

また、府が共同導入を進めている my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）の活用については引き続き府と協議していくとともに、スマートフォン講習会を実施するなど情報格差の解消にも努めていきます。

(7) 「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

【回答】 市民室（市民担当）

休日開庁により取得の促進を図るとともに、マイナンバーカードの交付や更新時にリーフレットを配付するなど利便性の周知を図っていきます。

【回答】 政策企画室（IT 活用推進担当）

市民が安心してマイナンバーカードを利用できるよう、情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策を徹底していきます。

(8) 府民の政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

【回答】 選挙管理委員会事務局

電子投票については、地方選挙での使用に限られており、国政選挙では使用できず、選挙によって選挙人が混乱するおそれがあることや、全体として相当な経費の増大が見込まれること、また、機器やシステムのトラブルが発生するリスクがあること等から、現時点で電子投票を導入する予定はありませんが、引き続き他市の動向や今後の状況を注視していきます。

郵便等投票制度については、公職選挙法等の規定に基づき実施していることから、府選挙管理委員会事務局及び全国市区選挙管理委員会連合会と連携を取りながら、適正に執行していきます。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。

市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、和泉市の取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

【回答】環境政策室（生活環境担当）

「ごみダイエット作戦」として「1. 生ごみの水切り」「2. 紙ごみの分別」「3. 食品ロスを減らそう」の3本柱でごみの減量に取り組んでいます。

特に食品ロスの推進のために「①買いすぎない・②作りすぎない・③食べ物を捨てない努力」の3つの簡単で分かりやすい項目を表示して、市民に取り組みをお願いしています。

次に、啓発活動として、和泉市の全世帯に配布している「和泉市ごみ分別辞典」への掲載、広報いずみ封入封筒の作成や市ホームページ並びにごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」により啓発を行っています。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

【回答】くらしサポート課

大阪いずみ市民生活協同組合と協定を締結し、食糧支援を必要とされる方の支援を行っています。

(3) 消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメント

の防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

【回答】くらしサポート課

消費生活センターでの相談対応において、消費者庁発行の「対応困難者への相談対応標準マニュアル」に基づき、事業者へ要求できること、要求できないことを消費者に説明しています。

(4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げやICTの急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

【回答】くらしサポート課

成年年齢引き下げによる消費者教育について、教育委員会・市内の大学等と引き続き連携し、啓発活動などに取り組みます。

(5)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和6年には認知件数2,644件、被害額約61億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

【回答】危機管理課

特殊詐欺被害の未然防止対策や、「大阪府安全なまちづくり条例」に基づき、府や和泉警察署と連携をとりながら、和泉防犯協議会と定期的な会議や研修会などを開催するほか、和泉警察署から特殊詐欺被害の手口や防止策の説明を受け、広報紙等で市民に注意喚起を行っています。

また、特殊詐欺の犯行の多くは、高齢者宅の固定電話に欺罔電話をかける手口であり、高齢者が欺罔電話に出ることを防止する対策が有効であることから、令和6年度より65歳以上の高齢者世帯に特殊詐欺対策機器の貸与を行っています。

引き続き、継続して大阪府や和泉警察署と連携し、新たな手口や形態を把握し、特殊詐欺被害防止に向けた取り組みを実施していきたいと考えています。

(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について
「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、和泉市としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

【回答】環境政策室（環境保全担当）

2050年にカーボンニュートラルを実現するため、地域特性をふまえた目標や脱炭素戦略メニュー、また、ゼロカーボンシティ実現に向けた道筋を示した「和泉市地域脱炭素戦略」を令和6年3月に策定し、現在各種取り組みを進めています。具体例として、令和6年度より環境省が実施する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の「重点対策加速化事業」の採択を受け、個人・事業者を対象とした再エネ・省エネ設備の導入に係る補助事業を実施しています。今後も引き続き、脱炭素化に向けた取り組みを行っていきます。

(7) 再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

【回答】環境政策室（環境保全担当）

個人・事業者を対象とした太陽光発電設備や蓄電池、高効率給湯器等の再エネ・省エネ設備の導入に係る補助事業のほか、再生可能エネルギー100%由来の電力契約に切り替えた市民に対し、予算の範囲内で奨励金を支給する「IZUMI再エネ電力切替奨励金」事業を実施し、再生可能エネルギーの利用への支援を行っています。引き続き、再生可能エネルギーの普及や利活用に関する取り組みを進めます。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

【回答】 都市政策室（交通担当）

鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化設備整備事業（エレベーターやエスカレーター、スロープ、転落防止柵等）に対する補助金交付要綱を平成 23 年度に制定し、更新や維持補修への補助制度については、国の動向を注視してまいりたいと考えています。

【回答】 土木維持管理室（管理担当）

バス停の整備については、歩道の有無や幅員といった物理的な空間の制約や歩行者空間の見直しなども含めた検討が必要となります。バス利用環境改善に向けては関係機関と連携を図り、バリアフリー整備の促進に努めていきます。

【回答】 福祉総務課

高齢者や障がい者の方などに対する普及啓発として、「認知症サポーター制度」や「あいサポート運動」などがあり、市民などを対象に講座を実施し、理解促進を行っているところです。今後も引き続き実施し、高齢者や障がい者などの方が住みやすい地域づくりを進めていきます。

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者 10 万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

【回答】 都市政策室（交通担当）

和泉市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱に基づき、直近では、令和 6 年度に和泉中央駅ホームドアの設置の整備に対し、費用の一部を助成しているところであり、今後とも交通事業者と連携を図り、バリアフリー化の推進に努めていきます。

【回答】 税務室（資産税担当）

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する固定資産税の軽減措置についての更なる延長等については、国・府の通知等に基づき、適切に軽減を実施しています。引き続き、国・府の通知等の動向を注視しながら適切に対応していきます。

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

【回答】 土木維持管理室（管理担当）

道路上における集配車両用のスペース設置は、道路を通行する車両や自転車への影響、沿道の利用状況などを考慮した上で検討する必要があることから、地元住民及び警察などの関係各機関と協議・調整を行う必要があります。今後、駅前や市街地で道路改良を行う際には、周辺の道路状況を踏まえ、集配車両用のスペース確保を必要に応じて検討していきます。

(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

【回答】 都市政策室（交通担当）

自転車通行空間の整備に向けては、現在、自転車ネットワーク路線の選定や整備形態などを示した自転車活用推進計画の策定に取り組んでおり、関係機関との協議を踏まえて安全で快適な通行空間の確保に努めていきます。

また、交通安全教育指導員による自転車の安全利用に関する教室を、こどもから大人までを対象に地域に密着したきめ細やかな交通安全教育・啓発活動を展開しており、自転車の交通反則通告制度の導入についても広報紙や市ホームページ等を活用して広く周知していきま

す。

【回答】産業振興室（商工来訪促進担当）

レンタルサイクルの外国人の利用状況（実績）について注視し、必要に応じて交通ルール・マナーの理解促進のための施策について検討し、レンタルサイクル事業者に指導していきます。

(5)子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、和泉市の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

【回答】土木維持管理室（管理担当）

和泉市小学校通学路等交通安全対策推進連絡会において、通学路やお散歩コースについて、小学校・中学校・保育園などから危険箇所に関する要望があり、連絡会の中で精査して、必要に応じてグリーンベルト・バリカー・防護柵・カーブミラー・路面標示などの設置や補修をしており、道路照明については、ESCO事業を活用し、全てLED化が完了しています。また、「キッズ・ゾーン」については教育委員会からの要望に基づき、和泉警察署など関係機関と設置に向けた協議を進めていきます。

(6)防災・減災対策の充実・徹底について（★）

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

【回答】危機管理課

国の防災基本計画や大阪府の地域防災計画等の改訂に基づき、市の地域防災計画や避難所開設・運営マニュアル等も見直しを行い、女性の視点を取り入れながら、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めています。

また、和泉市の特性も加えた防災知識の習得ができるよう、防災士に代わる「防災リーダー」の育成を行ってきました。引き続き、防災士資格取得補助ではなく、和泉市の特性も加えた防災リーダー養成講座やフォローアップ研修を行っていきます。

災害用トイレなどの備蓄・衛生設備の充実等については、これまでの発生した災害を踏まえ、府の備蓄方針に基づき、新たな備蓄品を購入するなどの整備を進めています。

小中学校および廃校となった学校施設の活用については、施設の所管部局と連携のうえ避難所としての機能確保や適切な維持管理に努めています。

さらに、災害時の停電に備え、各避難所の防災備蓄倉庫に発電機を備蓄しているほか、情報伝達手段については、同報系及び移動系のデジタル防災行政無線を整備しており、通信障害発生時にも迅速かつ確に情報提供できるよう、情報伝達手段の多重化を進めています。

【回答】福祉総務課

避難行動要支援者の名簿管理を行い、定期的に名簿更新を行っています。また、そのうち、町会や民生委員・児童委員などの地域住民への情報提供に同意した方の名簿を年に1回更新しているほか、市内の福祉施設などを福祉避難所として活用できるよう、協定締結の取り組みを進めており、今後も引き続き、取り組みを進めています。

(7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

【回答】危機管理課

災害発生時の人員確保に関しては、令和元年度に受援計画を策定し、大阪府や関西広域連合等からの職員の受援体制整備を構築しました。

また、近隣市町との連携については、災害時相互応援協定を締結しており、平時から他機関との会議（リモート会議含む）等、あらゆる機会を捉え、対応方針等の情報共有を図っています。

企業への対策強化については、出前講座を開催し、啓発周知に取り組んでいます。

【回答】土木維持管理室（維持担当）

緊急輸送路については、個別施設計画に基づき、国の補助金等を活用しながら点検や修繕

の予算確保に努めていきます。

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

①災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

【回答】危機管理課

災害危険箇所については、府や関係部局と連携し、対策を講じています。

また、地域防災計画や避難所開設・運営マニュアル等に定めており、災害時の要配慮者への避難支援や避難所における要配慮者避難支援体制の確立、要配慮者の状況把握等の取り組みを実施できるよう、引き続き普及啓発を進めていきます。

【回答】都市整備室（道路河川担当）

土砂災害警戒区域等指定区域内の斜面および府管理河川については毎年、府と市関連部署合同でパトロールを行っています。また、市管理河川においては令和6年度より河川巡視点検業務を実施しており、点検の結果、影響度が高いと判断された箇所については対策工事を実施しているところであり、引き続き点検結果に基づく対策工事を進めていきます。

【回答】産業振興室（農林担当）

府と市で、毎年ため池点検を実施しており、不備が見つかったため池については補助メニュー等の活用を行いながら、対策を講じています。また、災害に備えてため池ハザードマップを作成し、市ホームページにて公開しています。

森林整備については、「森林整備に係る実施計画」に基づき、集落周辺の森林において、民家等への倒木の危険があるため、森林整備事業により計画的に間伐を行っています。

②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

また、和泉市が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

【回答】危機管理課

出前講座や窓口等で「おおさか防災アプリ」のチラシを配布し、継続的な周知と利用促進を図っており、外国人居住者に対する出前講座ではアプリの多言語機能についての紹介も行っています。また、指定避難所には赤色回転灯（全避難所に設置）やサインボード（河川流域及び山間地域の避難所に設置）を設置し、避難所が開設しているかどうか視覚的にお知らせしています。

ハザードマップについては、府や関係部局と連携し、定期的に見直しており、市民が適正な行動をとれるよう、平時から出前講座等にて制度の周知・理解促進を図っています。

また、災害時に市民が適切な避難行動をとれるよう、関係部局及び企業、各団体と連携のうち、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、出前講座での周知や市ホームページの更新等で理解促進を図ります。

加えて、災害時に特に配慮が必要な人々に対しても、出前講座や市ホームページ等で情報提供を行っていくとともに、洪水や土砂災害のリスクが高い要配慮者利用施設に対して、引き続き避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促していきます。

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

【回答】危機管理課

災害時、各インフラ事業者と災害時の行動手順を予め確認し、ホットライン等で速やかに情報共有できる体制を構築しています。

また、災害用ラジオの備蓄や移動系デジタル防災行政無線の整備を行っており、通信インフラが遮断された場合であっても、情報の入手及び各避難所や消防、警察等との連絡ができる体制をとっています。地域防災計画等の改訂時には、国の防災基本計画や大阪府の地域防災計画に基づき、女性や子育て世代、高齢者、障がい者の方々の避難生活時の課題や生活状況を把握し、復旧に関する内容等の見直しを行っています。

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利

用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

【回答】都市政策室（交通担当）

交通弱者の支援については、地域公共交通計画に基づき交通事業者の乗務員不足の実情を踏まえて、自助共助交通を視野に入れた運行支援策を検討していきます。

ライドシェアは、公共交通の補完や過疎地域の交通手段提供を目的として、交通インフラの役割を担うことが期待されますが、法規制の対応、人材・安全性の確保や地域による公平性の確保といった課題もあり、公共ライドシェアの導入については、先進事例の調査研究に努めていきます。

(11)安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、に和泉市においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

【回答】人事課

技術職の確保に向け、試験制度の変更や周知方法の拡大など様々な取り組みを行っており、引き続き安定確保へ向けた取り組みを実施し、技術継承につなげたいと考えています。

【回答】水道施設室（水運用管理担当）

人材育成については、業務に関連する研修を受講させ、スキルアップを図ります。また、技術継承については、漏水対応、止水訓練、各種作業手順書（水質検査、試薬調整作業など）に基づく教育を実施します。

定期的に水道水の水質検査を実施しています。

2つの浄水場にて、浄水中のPFOS及びPFOAを令和2年12月から測定を開始し、令和7年9月に至るまで国が定める暫定目標値を下回っています。また、その結果を市ホームページに掲載しています。

PFOS及びPFOAは、令和8年4月に水道水の水質基準項目に新たに設定され、水道法に基づく水質検査対象となることから、浄水のみならず、新たに給水栓にて水質検査を実施しモニタリング体制を強化のうえ、水質検査結果を情報公開（市ホームページ掲載）し、安全・安心な水道水であることを住民に周知します。

<新規>

(12)空き家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

【回答】 建築住宅室（住宅政策担当）

和泉市空家等対策審議会を設置しており、空家等特措法第7条の規定に基づく協議会と同等の附属機関です。法務、不動産、建築、防災等に関する学識経験者や地域住民等で構成しており、空家等対策計画の策定及び変更、特定空家等に対する措置の方針について協議を行っています。

また、空き家バンク制度に関しましては利用者のニーズに応じたマッチング支援を充実させるため、引き続き制度の周知に努めていきます。改修費補助等の制度の拡充に関しましては現在、移住定住支援制度や耐震改修補助等を実施していますが、さらなる拡充には財源確保の課題も伴い慎重に検討する必要があると考えています。自治体間の連携については府空家等対策市町村連携協議会を通じ連携を強化していきたいと考えています。

<新規>

(13) 公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、和泉市における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、和泉市の健康と生活環境の向上を図ること。

【回答】 健康づくり推進室（健康増進担当）

受動喫煙防止の啓発と喫煙者を減らす健康増進の取り組みを推進し、市民の健康と生活環境の向上に努めていきます。

7. 大阪南地域協議会統一要請

(1) 震災における対応について <継続>

阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この間、2011年「東日本大震災」・2016年「熊本地震」・2024年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の30年内発生確率も80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。

大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も

含めてお示し頂きたい。

【回答】危機管理課

年に1回、対象となる校区の中学校で地域防災訓練を実施しています。住民への周知については、該当校区の町会・自治会や小中学生へのリーフレットの配布、市ホームページ・広報紙への掲載にて行っています。

また、工夫している点として、地域との連携を深めるため、訓練の実施に向けた事前の会議から町会・自治会長に出席いただき、訓練当日も該当地域の自主防災組織が主体のブースにて災害用資機材の取扱い訓練を実施していただいています。そのほか、消防や警察、自衛隊、各関係団体・企業等にもブースを出展いただき、車両展示や各種体験型訓練を実施しています。

(2)各自治体による少子化対策について <継続>

2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。

少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自的に実施している施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。

【回答】広報・協働推進室（いずみアピール担当）

令和4年度から、南部地域等への移住者・定住者に、住宅取得費等を対象とした支援金を交付するなど、移住・定住の促進に寄与する支援制度を行っています。今後も引き続き、当該支援制度はもとより、南部地域の魅力を市内外に広く発信しながら、必要な施策について他市事例等を研究調査していきます。

【回答】学校教育室（教育推進担当）

独自的に実施しているものは主に以下のとおりです。

- ・全10中学校区において小中一貫教育を進め、そのうち2校区に施設一体型義務教育学校を導入し、令和9年度には3校目を開校予定。
- ・市内公共施設にて、小学校4年生～中学校3年生の850名程度を対象として、校外での放課後学習支援事業「いずみ希望塾」を実施。
- ・市内在住の全中学生を対象に、実用英語技能検定受験料を年1回補助。
- ・英検2級以上の取得をめざす中学生を対象に、英語力向上支援講座の受講料を補助。
- ・ALTを19人雇用し、小学校のすべての外国語活動・外国語の授業に配置。
- ・全小学校で民間施設を活用した水泳事業を実施。令和10年度には中学校も全校実施予定。
- ・教育委員会事務局に社会福祉士を配置し、教育と福祉の連携を強化するとともに、スクールロイヤーを配置し、法的な観点から学校の対応を支援。
- ・全学校で自校調理による給食を実施。

(3)子ども食堂ネットワークについて <継続>

最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に大変な負担が掛かっている状況となっています。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取り組みを積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。

については、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。

【回答】子育て支援室（こども政策担当）

こども食堂など17団体の参加のもと「和泉市こどもの居場所交流会」を令和3年度から実施しています。相互理解、実践の交流や助成金やフードドライブなどの情報共有などを目的として、研修会なども実施し、地域ネットワークへの連携強化に努めていきます。

8. 泉州地区協議会独自要請

(1)新住居表示の整備について <継続>

現在、旧の住居表示の地域において、救急や消防の事案が発生したときに目的地が分かりにくい、到着に時間がかかっています。また災害時における避難指示に関しても「〇×町」よりも「〇△町〇丁目とした方が避難の必要であることが伝わりやすいと考えられます。また、救急や消防の事案が発生したときに目的地がわかりにくく、到着に時間がかかることが懸念されるため、住民の意向や要望を踏まえた上で、丁寧な対応と住民との合意が出来次第、新住居表示の整備をすること。

【回答】都市政策室（都市政策担当）

住居表示は、概ね市街地が形成された地区について、住所の表示を合理的で判りやすいものに改めることで、市民生活の利便性を高めるために実施しています。

今後の住居表示の整備についても、引き続き住民の意向や要望を踏まえたうえで、市域における開発等の状況や財政面を考慮しつつ、その実施時期や実施地区について検討していきます。

(2)教育施設の老朽設備の環境整備について <継続>

市の公立各種施設では、トイレやフェンスなど設備の老朽化が進んでいると認識しています。特にトイレについては、施設によっては早急に整備が必要な状態であると感じています。子どもの健康や成長の観点からも、利用しやすい環境整備の実行計画や予算編成について具体的な計画を示すこと。

【回答】学校園管理室（教育施設担当）

和泉市教育施設等長寿命化計画に基づき、老朽化状況や緊急度等も勘案し、計画的に改修や修繕等を行います。

(3) 防災情報の周知活動拡大について <補強>

昨今の自然災害による市民の安全への懸念を抱いており、LINE などの SNS を活用した情報展開に加え、デジタルを活用できない方々への情報伝達の強化が必要と考えます。そこで、町会未加入者や LINE 未登録者へ防災ガイドマップを全戸配布するなど防災周知活動を強化すること。また、町会等未加入者の周知方法についても併せて示すこと。

【回答】 危機管理課

市民への情報伝達については、関係部局で管理しているメール・LINE 等の SNS を活用し、主要な情報発信手段として運用しています。

デジタルの利用が困難な市民については、屋外に設置している防災行政無線を活用し、無線内容を聞き逃した場合は、電話で再度内容を聴くことが出来るサービスを設けています。

また、防災ガイドマップについては、令和 5 年 3 月の作成後、令和 5 年 4 月に全戸配布しているほか、市ホームページに掲載し周知を図っています。

(4) 市民の移動手段（公共交通機関）対策について <補強>

市民の移動手段である公共交通機関について、一部の路線で減便などの運行縮小が発生していることを心配しています。市として、今後同様の状況が再発した場合、どのような取り組みを検討しているのか見解を述べること。

また現在、公共交通機関の企業では深刻な人手不足に陥っています。特に赤字路線と呼ばれる路線について、市としてのオンデマンドバス等の具体的な対応策や赤字路線に対する予算編成を示すこと。

【回答】 都市政策室（交通担当）

バス等の公共交通機関は、地域の経済活動や住民の日々の暮らしを支えるための重要な基盤であり、多様化する交通ニーズや持続可能な交通インフラ整備に向けては、複数の公共交通機関やその他の移動サービス（オンデマンドバス、シェアサイクルなど）を組み合わせた取り組みを進めています。

(5) リチウムイオン電池について <新規>

リチウムイオン電池はモバイルバッテリーや、スマートフォン、パソコンなど、充電できるさまざまな製品に使われていますが、リチウムイオン電池が原因とされるパッカー車や清掃工場の火災や発火などの事故は年々増加しています。また、メディアによるハンディファンやモバイルバッテリーの発火の検証等により、市民が不安な状態に陥っています。市として、回収や処理方法等の政策を具体的に示すこと。

【回答】 環境政策室（生活環境担当）

リチウムイオン電池を内蔵または利用した小型家電については、既に市内施設 4 カ所において拠点回収を実施しており、加えて、令和 7 年 11 月 4 日より、市内施設 4 カ所においてリチウムイオンバッテリーの拠点回収を開始しました。

<共通項目>

【回答】 広報・協働推進室（いずみアピール担当）

なお、国または府が所管する事業等については、市として回答する立場にありませんので、回答はいたしかねる旨、ご了承ください。